

平成21年度予算要望事項

(JDD ネット加盟団体毎の要望事項)

【正会員 = 全国団体 (8 団体分)】

特定非営利法人 アスペ・エルデの会

CEO 辻井正次

愛知県名古屋市西区上小田井2丁目187

1. 障害者自立支援法における発達障害者の位置づけと支援サービスの改善

障害者自立支援法の改正作業の中で、発達障害を明確に本文中に支援対象としての位置づけを行うことを要望します。また、発達障害児・者が、障害児福祉サービスや、地域での障害者福祉サービスにおいて、必要なサービスが適切に受けられるよう、改善を要望します。

さらに、適切な障害程度区分による支援サービスと、発達障害児者への判定や受けているサービスなど、支援の実態調査を行うことを要望します。

2. 特別支援学級、特別支援学校における「自閉症者」の名称・位置付けの明確化

特別支援学級において、「情緒障害者」から「自閉症者」を分け、「自閉症者」の適切な教育を実現することをお願いします。また、特別支援学校において「自閉症者」を位置づけることを要望します。

3. 地域における支援を実現させていくために、個別の支援計画の作成・活用を具体化・定着させること

個々のニーズに応じて計画的に関係者が連携し取り組んでいくため、全国どこに住んでいても、支援ニーズのある発達障害児・者について、個別の支援計画が作成され、これに基づいた適切な支援が受けられるよう、支援体制の整備を要望します。

4. 幼児期から児童期の地域での発達支援体制の整備

全国の市町村に、発達支援専門家を配置する「こども発達センター」の設置、子育て支援での児童家庭相談担当課とその実施機関に発達支援に関する専門職の必置、特別支援教育の支援体制に対応する保育所における保育面での位置づけ、学校教育への連続性をもてるような体制作りなどを要望します。

5. 成人発達障害者への支援の充実

成人の発達障害者とその家族に関する実態把握と精神保健福祉センターなどが核となり、精神科疾患を合併している成人当事者への包括的な支援体制の整備を要望します。

特定非営利法人 エッジ

会長 藤堂栄子

東京都港区浜松町 1-20-2 村瀬ビル 3F

【厚生関係】

1. 3歳児検診、5歳児検診などで読み書きに関連する項目を入れる
縦の線が書ける、丸がかける、5までの数が分かる、等々
2. 文部科学省と協働で就学までの文字や書きと数の概念の形成に関するチェックリストを研究の上作成。アセスメントを作成し日本語における発現率を調査。
3. ディスレクシア特有の疲労感などを脳科学の面から啓発

【労働関係】

1. 教育から就労への移行がスムーズにできるようジョブコーチなどの充実と継続
2. 就労後のフォローができる体制の整備と人員の育成確保を

【文部科学省関係】

1. ディスレクシアの理解と啓発
2. ディスレクシアを持つ人への教科指導の方法を研究の上強化、充実、特に算数、国語、英語
3. アセスメントを開発した上で通常学級における対象児童数を調査、その結果を教育の現場での対応へ活かす
4. すべての教科書がさまざまな形態で供与されるよう、基礎研究と普及
そのために特別支援教育の対象となっている人に著作権の免除をしてください。
また、どのような形態が有効なのかの基礎研究をして普及をしてください。
5. 教育支援員制度の全国への普及と育成、事業継続
育成をした上で配置することで効果が上がるので、育成事業へも予算を
6. 幼稚園から大学（高等教育まで）一貫した支援と配慮
ラーニングスキルの指導、学力試験や入試、国家試験において本来の能力が発揮できるように方策を義務化してください。また、入った後の支援と配慮を義務化してください。

特定非営利法人 えじそんくらぶ

代表 高山恵子

埼玉県入間市豊岡 1-1-1-924

【厚生関係】

1. ADHD に対する保険適用薬の研究、開発、早期承認
2. 成人の ADHD に対しての保険適応薬の早期承認とそれまでの適切な暫定措置
3. 成人を含めた ADHD の適正診断・治療ができる専門医師の育成及び医療機関の充実
4. ADHD 等発達障害の脳科学的研究と薬物療法の有効性の検証
5. 発達障害のある子の早期支援のための早期診断のシステムの確立

- 6.ペアレントトレーニングの有効性の検証とインストラクターの養成
- 7.保育所・保育園における適切な支援体制の整備・人材の育成
- 8.成人の発達障害者支援事業の拡充
- 9.発達障害支援センター事業の拡充(設置数の拡大、センター毎の人員配置拡充)
- 10.発達障害者の家族に対する支援体制の整備
- 11.「障害者自立支援法」において発達障害を明確に位置づけること
- 12.支援体制の確立のための関係行政機関、地方公共団体との連携の強化
- 13.国民に対する発達障害への理解、啓発の促進

【労働関係】

- 1.高機能の発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定
- 2.雇用関係機関職員や一般企業の人事部に対する発達障害の理解啓発・研修の充実
- 3.相談体制の整備と効果的な職業訓練、ジョブコーチの充実
- 4.トライアル雇用等の雇用機会の周知と拡大
- 5.障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備
- 6.公的機関における発達障害のある人の理解啓発と雇用の促進

【文部科学省関係】

- 1.A D H D (傾向)のある子を対象とした通級加配の人員の増員とその研修の充実
- 2.小中学校および高校の通常の学級における特別支援教育体制の整備
- 3.家庭教育学級・公民館活動における ADHD 等、発達障害の理解啓発講座の充実
- 4.発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実
- 5.幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
- 6.後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
- 7.高専、大学等高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制の整備
- 8.A D H D 等発達障害に対する、学校薬剤師・校医・養護教諭の医学的対応の研修の充実
- 9.教員・スクールカウンセラーの専門性の向上と支援体制の整備
- 10.N P O・サポート校など学校外の関係機関との連携と活用
- 11.中学、高等教育における職場実習を含めたキャリア教育との充実(ニート対策)
- 12.実践的かつ有効な支援システムの構築のための厚生労働省等の関係省庁との連携

【国土交通省関係】

- 1.高機能の発達障害を含めたすべての障害者に対し、日常生活での移動支援を行うこと

全国LD親の会

会長 山岡 修

東京都港区浜松町 1-20-2 村瀬ビル 3F

【厚生関係】

- 1.発達障害の早期発見・早期発達支援のための実施体制の確立
- 2.発達障害の専門医師の養成や保健師等関係者に対する発達障害についての研修の充実

3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関の拡充
4. 保育所・保育園における発達障害に対する適切な対応のための諸施策の実施
5. 発達障害者支援開発事業の拡充
6. 発達障害者支援センター事業の拡充(設置数の拡大、センター毎の人員配置拡充)
7. 発達障害の成人のための体制の整備
8. 発達障害者の家族に対する支援体制の整備
9. 障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充
10. 「障害者自立支援法」において発達障害を明確に位置づけること
11. 一生涯を通じた支援体制の確立(関係行政機関、地方公共団体との連携の強化)
12. 発達障害者を含めた障害者全体への差別を禁止する法律の早期の実現
13. 国民に対する発達障害への理解、啓発の促進
14. 「個別の支援計画」の策定・活用の促進

【労働関係】

1. 発達障害者への対応を含めた「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定
2. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修の充実
3. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実
4. 雇用機会の拡大
5. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充と整備
6. 公的機関における発達障害のある人の雇用の促進

【文部科学省関係】

1. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的に確保していくこと
2. 小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備
3. 特別支援教室の実現に向けた検討について、時間を置かずに開始すること
4. 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実
5. 幼稚園における適切な支援体制の整備・人材の育成
6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制の整備
7. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する理解啓発、支援体制の整備
8. 発達障害に対する、社会的理解の向上
9. 教員の専門性の向上、教員への支援体制の整備
10. 学校外の人材・資源・資格等の活用
11. 放課後支援体制の整備
12. 一生涯を通じた支援体制の確立 - 厚生労働省等の関係省庁との連携
13. LD等の発達障害者への情報保障促進のため著作権法改正に向け提言すること

【国土交通省関係】

1. 発達障害を含めたすべての障害者に対しその状態に応じた移動支援を行うこと

社団法人日本自閉症協会

会長 石井哲夫

東京都中央区明石町 6-22 6F

【厚生労働省関係】

1. 自閉症の障害特性に合った支援、子どもたちの発達過程に応じた一貫した支援が行われるよう、医療、福祉、教育、労働等が連携した支援体制の構築と予算の確保を図ること
2. 自閉症をはじめとする発達障害者の支援にかかる関係機関の連携強化を図るため、発達障害者支援センターの全国整備とセンター機能の充実を図ること
3. 早期発見、早期の発達支援などの制度的な確立をはかり、かつ内容を充実させること
4. 家族支援、生活支援、就労支援の取組みを推進すること
5. 自閉症をはじめとする発達障害のある人たちへの支援を担う人材を医療、教育、福祉、労働の分野において養成し、確保すること。なお、教育機関における人材育成及び社会福祉士、精神保健福祉士、聴覚言語療法士などの養成にあたって、自閉症に関する科目を必須とし、発達障害者支援法の精神を活かした育成・養成を推進すること。また、自閉症に関わる職員等の研修等に当たっては、自閉症の療育に経験が豊富な全国自閉症者施設協議会加盟施設の現場での実習や人材を活用すること
6. 自閉症児・者の一般医療の充実ならびに拡充を推進すること
7. 自閉症児・者のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成し、適正な診療報酬が得られるようにすること
8. 自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進すること
9. 発達障害者支援法第21条及び「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」にもあるように、また、国連が4月2日を「世界自閉症啓発デー」と制定したように、自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うこと

（障害者自立支援法関係）

1. 自閉症の人たちの療育・発達支援（成人に及ぶ）に不可欠な家庭外泊指導や施設を離れたかたちで行う実習や余暇活動などを、自立支援給付の減額対象にしないこと
2. 自閉症の人たちの障害支援の難しさを適切に評価できる、障害程度区分の認定を行い、居宅及び施設における自律的生活を推進すること
3. 自閉症の人たちの利用者を大幅に軽減すること
4. 施設への報酬の抜本的な改善をはかること
5. 強度行動障害の人たちを適切に支援できる報酬単価の設定をすること
6. 自閉症の人たちを現実的に支援できる拠点施設として、自閉症総合援助センター（仮称）を制度化すること

【文部科学省関係】

1. 自閉症の特性に合った支援、子どもたちの発達過程に応じた一貫した支援が行われるよう、医療、福祉、教育、労働等が連携した支援体制の構築と予算の確保を図ること
2. 特別支援教育を必要な法整備も含めて推進すること
3. 学校教育法第71条に「自閉症者」を位置づけ、自閉症の教育実践研究を行うモデルパイロット校を各都道府県に設置すること

- 4．自閉症をはじめとする発達障害のある人たちへの支援を担う人材を医療、教育、福祉、労働の分野において養成し、確保すること、なお、教育機関における人材養成及び社会福祉士、精神保健福祉士、聴覚言語療法士などの養成にあたって、自閉症に関する科目を必須とし、発達障害者支援法の精神を活かした育成・養成を推進すること
- 5．自閉症児・者のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成すること
- 6．自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進すること
- 7．発達障害者支援法第21条及び「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」にもあるように、また、国連が4月2日を「世界自閉症啓発デー」と制定したように、自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うこと

日本臨床心理士会

会長 村瀬嘉代子

東京都文京区本郷 2-40-14 山崎ビル 401

【厚生関係】

- 1．医療機関における子どもの心理発達相談、また、早期療育を、診療報酬の対象にしてください。
小児科や児童精神科・精神神経科での保護者や子どもへの発達相談を診療報酬の対象に。また保護者の経済的負担が大きい早期療育を診療報酬の対象にするよう改定をお願いいたします。
- 2．乳幼児健診の充実と、健診後継続相談に複数の臨床心理職の配置をお願いいたします。
市町村保健センターにおいて、早期発見・対応のために、1歳半、3歳児健診に5歳児健診を加えること。その際、2名以上の臨床心理職を配置して、保護者と子どもの支援の両側面から継続的に支援する体制が必要です。
- 3．市町村の子育て支援事業に、発達相談に対応できる臨床心理職の配置が必要です。
市町村の児童家庭相談・子育て支援実施機関は、グレーゾーンを含む発達障害児の早期発見・発達支援・個別支援計画等に重要な役割を持っており、臨床心理職の配置を指導してください。
- 4．保育所への巡回相談体制を充実し、臨床心理職の起用をお願いいたします。
保育所での適切な保育、保育士・保護者支援、学童期への連携等のために、市町村に対し、保育所への臨床心理職による巡回相談事業の充実を指導してください。
- 5．児童デイサービス事業の充実をお願いいたします。
保育・療育施設への巡回支援などの連携を行い、児童の切れ目ない生活支援を実施してください。また、就学前幼児に限らず高校生に至るまで活用できる制度をお願いいたします。
- 6．児童養護施設などに、発達に関する専門職の配置が急務です。

養護困難等により発達障害児が多く入所している、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に、発達支援のための臨床心理職が必要です。

【労働関係】

1. **若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムに臨床心理職を任用してください。**
ハローワークの障害専門窓口の相談員、ジョブコーチ、就職チューター、職業訓練校などに発達を専門とする臨床心理職を活用してください。
2. **地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理職を活用しその役割を明示してください。**
発達障害に由来する当事者への相談・キャリアコンサルティング、セミナー、スタッフへのコンサルテーションなど、臨床心理職が効果をあげています。
3. **発達障害者・支援技法の開発を促進してください。**
従来の職業適性検査等は青年期発達障害者の就労指導には不十分であり、職業選択・訓練にマッチした評価法を早急に開発してください。

【文部科学省関係】

1. **特別支援学校を含むすべての小中高等学校にスクールカウンセラーを配置し、特別支援教育校内委員会に参加・協力できるようお願いいたします。**
カウンセラーは背景に発達障害の潜在が推察される児童・生徒の多くの問題に関わっており、発達状況と環境を適切に査定し対応するために、校内委員会への参加が必要と考えます。
2. **幼稚園の保育カウンセラーを充実させ、臨床心理職の活用をお願いいたします。**
幼児期の適切な発達を保障し、幼児期から学童期への移行と連携をスムーズにするために、幼稚園における保育カウンセラーを充実してください。
3. **「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の充実に際し、教育センター（教育相談室）の機能を活用してください。**
市町村教育委員会の教育相談部門では、従前から診断・個別の相談・学校支援・巡回相談などを行ってきており、「相談支援ファイル」に類する情報を持っています。保護者の了解と協力の下に、教育相談室を同事業推進に活用してください。

日本言語聴覚士協会

会長 深浦順一

東京都新宿区新宿 2-5-16 霞ビル 801

【厚生関係】

1. **早期発見の体制作りと言語聴覚士の活用について**
健診事業において、言語聴覚士による評価、相談を取り入れていただきたい。ことばの

発達に不安を抱いている多くの親への子育て支援としても有用なものとする。

2. 早期療育への言語聴覚士の活用について

児童福祉施設、小児療育センター等における言語聴覚士による訓練・指導は十分ではない。早期療育を実施する施設の拡充と言語聴覚士の配置が必要である。

3. 生涯を通じたコミュニケーション指導への言語聴覚士の活用について

コミュニケーションに問題がある発達障害児・者への指導・援助は、日常生活、就労等生涯を通じて必要である。関係諸施設等への言語聴覚士の配置をお願いしたい。

4. 必要な訓練、指導、援助を確保するための保証について

日常生活場面（家、幼稚園・保育園、学校）への指導、援助も重要であり、何らかの保証をお願いしたい。

5. 発達障害児・者支援連絡協議会等での言語聴覚士の活用について

都道府県における発達障害児支援連絡協議会の委員等に言語聴覚士を任命することで、上記各課題について有用な意見を述べることで都道府県における発達障害児への支援に対して協力体制を構築できる。

【文部科学省関係】

1. 専門家チーム、巡回相談における言語聴覚士の活用

発達障害児の言語聴覚機能やコミュニケーション機能の訓練・指導や種々の援助の経験を持つ言語聴覚士を全国的な規模で活用していただきたい。

2. 通級指導教室、特別支援学級における言語聴覚士の活用

発達障害児の中で一定の領域に顕著な障害（読み書き障害、特別な言語障害）が見られる場合は、言語聴覚士による専門的訓練・指導等の援助は重要と考える。

3. 教育センター・特別支援学校等における言語聴覚士の配置

教育センター・特別支援学校等に言語聴覚士を配置することで、個々の児童への指導および教員・保護者に対する助言、環境面の調整や医療・福祉機関との連携などのマネジメントを円滑に行うことができる。言語聴覚士配置を制度化していただきたい。

社団法人 日本作業療法士協会

会長 杉原素子

東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸ビル

【厚生労働関係】

発達障害者支援体制整備事業への作業療法士の積極的な活用について

1. 乳幼児健診からの早期支援・早期発見体制の充実に向けて

作業療法士は、乳幼児健診（1歳半・3歳児）における関与実績をもっているため、5

歳児健診においても作業療法士の積極的な活用を要望します。

2．障害者自立支援法における発達障害児者に関わる支援サービスの充実について

発達障害児者の各種支援サービスの質的充実をはかるために、作業療法士の積極的な活用を要望します。

3．地域支援体制の充実について

都道府県・政令指定都市における発達障害児者支援連携協議会と、市町村の発達障害児者支援連絡協議会及びコーディネーターによる支援計画作成に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

4．発達障害児者の就労支援の充実について

- 1) 発達障害者支援センター事業において、職業前評価を含めた就労への支援技術を有する作業療法士の積極的な活用を要望します。
- 2) 青年期発達障害者の地域生活移行を推進するための就労支援事業に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

【文部科学省関係】

特別支援教育の推進に関わる専門職としての作業療法士の教育現場での積極的な活用について

1．発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業の充実に向けて

- 1) 乳幼児期から就労まで一貫した支援を行う「グランドモデル地域」の拡大
- 2) 外部専門家に作業療法士の積極的な活用を要望します。

2．発達障害早期総合支援事業の充実に向けて

- 1) 早期総合モデル地域の拡大
- 2) 地域協議会委員に作業療法士の積極的な活用を要望します。

3．幼稚園・保育園における適切な支援体制の整備に向けて

幼稚園・保育園に対する巡回相談及び専門家チームの派遣に際し作業療法士の積極的な活用を要望します。

作業療法士は、遊びや遊具等の活動をとおして集団と個別に対する評価手法及び支援手段を持っており、小学校への移行に寄与することができる。

4．小・中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備に向けて

1) 都道府県・政令指定都市の発達障害児者支援連携協議会と、市町村での発達障害児者支援連絡協議会及び発達障害児支援アドバイザー（仮称）に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

2) 早急に対応し実施しなければならない個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に、作業療法士の積極的な活用を要望します。

3) 特別支援学校等の指導方法の充実のために、作業療法士の積極的な活用を要望します。

5．高等学校における発達障害支援モデルの拡大に向けて

ソーシャルスキル・就労支援に必要な職業適性・職場環境等の支援技術を持っている作業療法士の積極的な活用を要望します。

6．特別支援教育支援員への作業療法士の活用に向けて

作業療法教育課程において発達障害に関する十分な専門知識と技術を有しており、教育上の支援を必要とする児童生徒に対して、障害による困難を克服する支援が可能である。例えば、学校教育活動上の日常生活介助や学習活動のサポートなど。

【エリア会員 = 地方団体（3 団体分）】

特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット

理事長 大塚 美智子

宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 アエル 29 階

【厚生関係】

発達障害児療育システム整備事業

発達障害児・者への「早期発見・早期介入」の必要性が叫ばれ久しいが、発達障害児が受給できる「療育」システムが未整備である。発達障害の特性に即した「児童デイサービス」を知的な遅れの有無に関わらず月に一定日数受給できることを要望する。

【労働関係】

発達障害者の就労に向けた「就労スキル（社会力）」習得プログラム事業

発達障害者が、成人期になってから就労スキルを習得しようとしても、幼少期から夫々の特性に即した育みを受けていないと、困難なことが多い。

幼少期から「働く成人」になるための戦略的なプログラム構築を要望する。

発達障害者ジョブコーディネーター育成事業

発達障害の成年たちが継続的に働くためには、本人たちと企業を繋ぎ双方の課題を分析・解決できる人材が必要である。発達障害の特性と企業の仕組みの両方に精通する人材の育成を家族会やNPO等と協働して構築することを要望する。

就労保護者支援体制整備事業

働く母たちが利用できる「児童デイサービス」

【文部科学省関係】

学校構造改革特区としての発達障害学校設置事業

これまでの特別支援学級でもなく、通常学級在籍でもない「発達障害児」のための学校

設置を要望する。例えば地方の特区として幼稚部～高等部（～専攻課程）までの一貫した学校設置など、新たな発想での学校設置を要望する。

特定非営利活動法人 ノンラベル

代表 田井みゆき
京都府

【厚生関係】

1．民間支援団体とのネットワーク強化

発達障害者支援センター運営事業の推進とともに、地域で発達障がい者への支援・援助を行っている民間団体とのネットワーク構築、民間団体への事業委託など、発達障がい者やその家族が具体的に受けられる支援・援助の機会を増やすための予算を計上されたい。

2．発達障がい者への障害者福祉サービス受給申請の体系整備

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスにおける訓練等給付費の支給申請（申請から受給者証の発行まで）の体系や書式を、発達障がい者が申請しやすいように改定されたい。

3．発達障害研修事業を民間支援団体職員にまで拡大すること

発達障がい者支援に携わる職員等に対する研修事業を、民間支援団体で支援・援助に携わる者に対してもその対象を拡大されたい。

【労働関係】

1．職業訓練等を行っている民間支援団体との連携強化

発達障がい者への職業訓練について、職業能力開発校に限定することなく、民間団体等で障害者福祉サービスを提供する事業所（「就労継続支援」等日中活動系サービス提供事業所）との連携を強化し、職業訓練を受けられる機会を拡大されたい。

きなっせ！九州

代表 宮田史子
北九州市戸畑区牧山 1-4-3-503

【厚生関係】

- 1．自立支援法の自己負担率軽減
- 2．自立支援法における発達障害者の生活上の困難についての判定・支給基準の新設
- 3．耳栓など、発達障害者向けの支援器具の開発と購入時の公的補助
- 4．発達障害は先天性なので、加入期間や払込期間に関係なく年金受給できるよう運用を改善して欲しい。
- 5．年金や生活保護等の所得補償を受給しやすくなるための予算拡充と運用改善

【労働関係】

- 1．ジョブコーチ等就労支援担当者向けの成功事例を集めたセミナーの開催と増加
- 2．就労支援担当者向けのセミナーへ、様々な当事者をパネリストとして呼んで欲しい。
- 3．就労支援担当者向けのS S T研修費用の助成

【国土交通省関係】

- 1．通院・通所などの交通費がかかるため、発達障害者を含めた精神障害者保健福祉手帳保持者全てが、公共交通機関の割引を受けられるようにして欲しい。
- 2．遠距離通院の場合もあるので、ガソリン税や有料道路の通行料を減免して欲しい。
- 3．発達障害者のための耳栓などの支援器具の開発と購入時の公的補助

【総務省関連】

- 1．遠距離通院の場合もあるので、自動車税を減免して欲しい。

以上